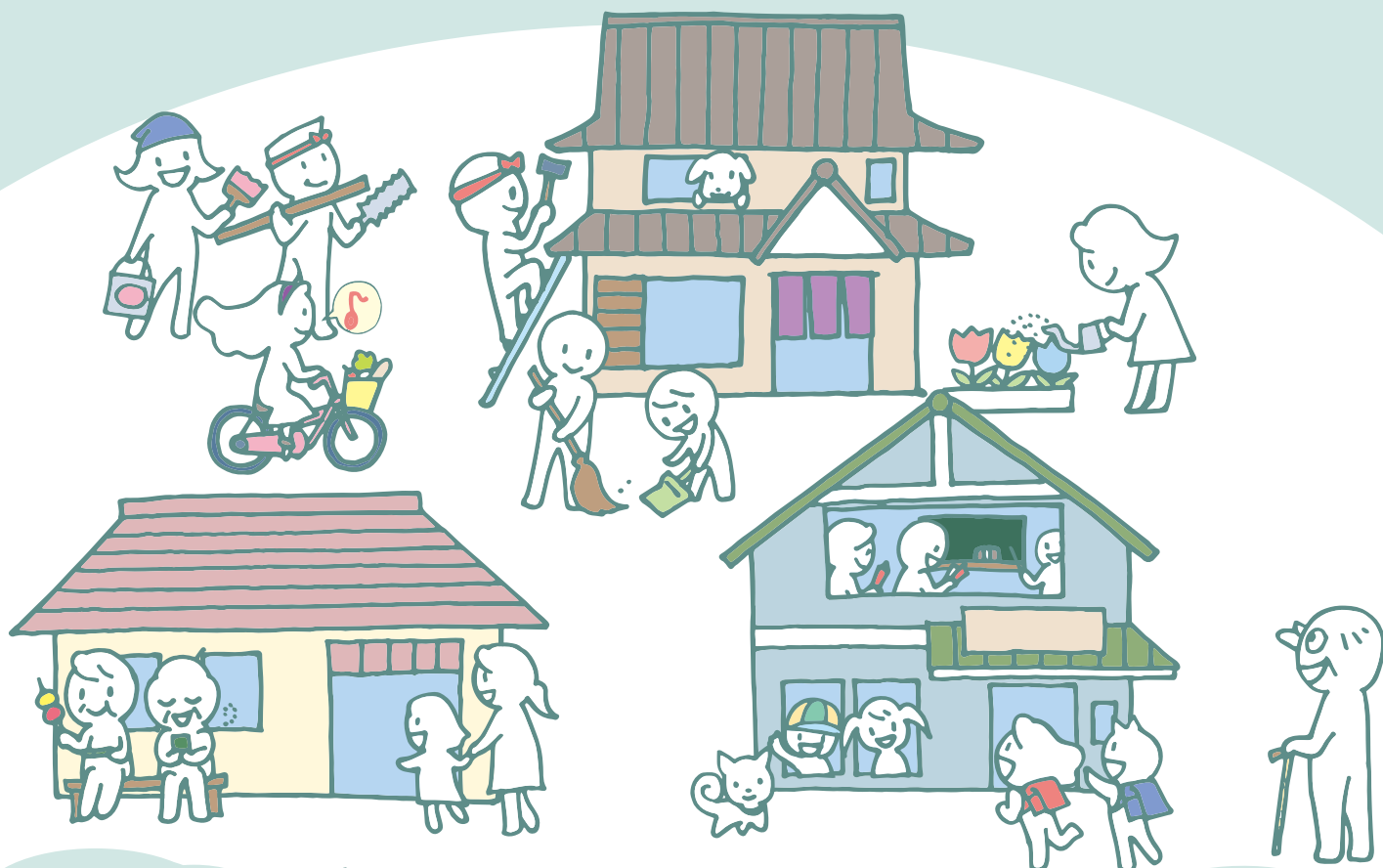


空き家を 活用してみませんか？

— 空き家を活かす地域共生マッチング事業 —



空き家を活かして、
こんなことをして
みたい……

空き家にしておくより、
地域のために
活用できたら……

問合せ・申請窓口

北九州市建築都市局 空き家活用推進室 TEL 093-582-2777
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号(市役所本庁舎14階)

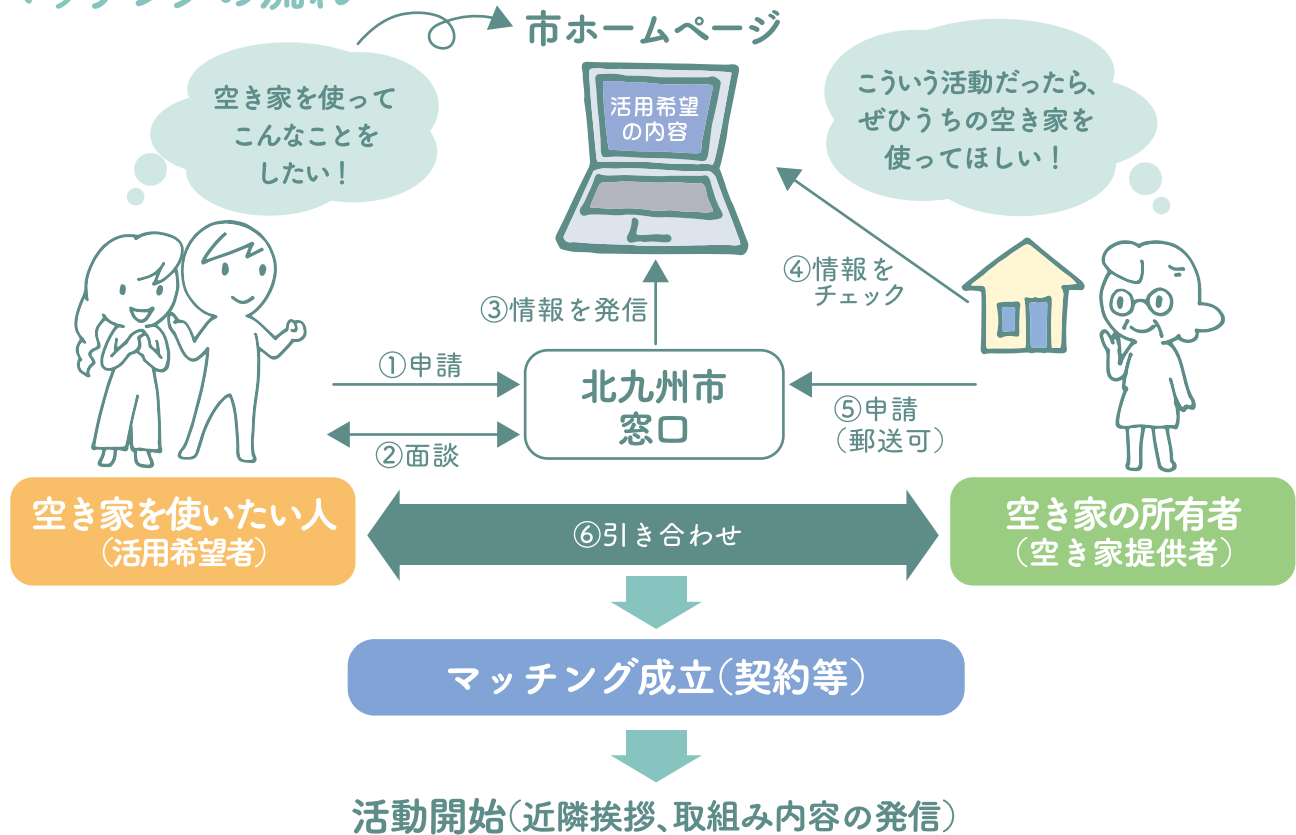
北九州市 空き家マッチング

検索

空き家を生かす地域共生マッチング事業について

空き家を活かして地域と共生する取り組みをしようとする個人・団体(=活用希望者)から「空き家の活用希望情報」を市に登録してもらい、その趣旨に賛同した空き家所有者(=空き家提供者)とのマッチングを行います。

マッチングの流れ



空き家を活かして地域と共生する事業とは？

空き家(住宅)の全部または一部を使って行う下記のような活動で、営利・非営利は問いません。住みながら、住宅の一部を使って活動することも可能です。

(例)カフェ、コ・ワーキングスペース、地域の寄合所、寺子屋、デイケア施設、社員寮、シェアハウス、ゲストハウス など

※単に居住を目的とした住宅としてのみの利用は除きますが、シェア居住やお試し居住、文化的住宅の保全活用などは対象になります。

ポイント

- 空き家を使いたい人(=活用希望者)は、市を通じて活動の内容や趣旨をPRし、幅広い層の共感を得ることによって、不動産市場に上がっていない空き家物件を掘り起こすことが期待できます。
- 空き家の所有者(=空き家提供者)は、事前に「空き家がどんな人に、どんな風に使われるのか」がわかるため、「この内容なら」と納得した上で申請や契約等を行うことができます。
- 市は、活用希望者と空き家提供者の顔合わせ等に同席するほか、活動内容に応じた各種手続きの窓口をご案内するなどのサポートを行います。(市は交渉や契約等の仲介は行いません)

- 注意事項**
- ・ 空き家の活用にあたっては、関係法令等を遵守してください。また、提供する空き家には、法令違反の是正指導を受けていない等、一定の条件があります。
 - ・ 暴力団関係者等や市税に滞納のある方は、当事業を利用することができません。